

Title	日本の難民受入における市民社会の役割：開かれた社会を目指して
Author(s)	樋口, 弘樹
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/45754
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	樋口 弘樹
博士の専攻分野の名称	博士 (国際公共政策)
学位記番号	第 19602 号
学位授与年月日	平成 17 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学位論文名	日本の難民受入における市民社会の役割—開かれた社会を目指して—
論文審査委員	(主査) 教授 星野 俊也 (副査) 助教授 栗栖 薫子 教授 村上 正直

論文内容の要旨

1. 本研究の目的

難民認定数が非常に少ないことや難民認定申請者に対する生活支援、認定を受けた難民に対する定住支援についての公的な枠組みが存在しないといった問題を抱える日本の難民受入政策をめぐっては、政府と難民支援を行う市民社会が対立する構図が、これまで続いてきた。しかし、市民社会は政府を批判するだけではなく、連携することによって、難民に対するサービスのレベルや難民保護に関する人権規範の発展について、より大きな役割を果たすと考えられる。本論文では日本の難民支援に関わる市民社会のアクターの分析とその評価を通じて、難民受入政策における諸問題を整理し、難民保護のレベルを向上させるために採るべき政策を提言することを目的としている。

2. 先行研究と本論文の分析の枠組み

日本の難民受入について、市民の視点から分析したものは非常に限定されるが、アドボカシーを中心としたアムネスティ・インターナショナルの 1997 年の活動を取り上げ、NGO の可能性と限界について考察した、土岐日名子の論文が存在する。他方、今日の NGO の活動は、従来の一方的なアドボカシー活動には留まらず、日々の難民支援業務における政府との協力や、政府との双方向的な政策協議へと拡大されつつある。極めて最近の傾向であるため、このような新しい NGO の取り組みとその効果について分析した研究は皆無に等しい。そこで筆者は最近の事例を踏まえ、人権規範の遵守、または人権規範の発展における市民社会の役割を論文全体の分析の枠組みとして位置付け、特に難民支援の実務と規範についての関連に視点を置き、市民社会が難民受入政策に果たし得る役割について論じる。

3. 結論

2002 年 12 月以降、NGO や弁護士は政府との間で政策協議を行うようになる他、国会議員を通じた立法過程へのアクセス、訴訟を通じた司法判断への影響を通じて、徐々に政府の政策へ関与しつつある。しかし、政府と市民社会の連携は、官民の間で認識のギャップが依然として大きい。行政府の立場から見ると、NGO のような民間セクターは行政の下請けをする補完的な存在として位置付けられる傾向がある。他方、NGO は行政主導ではなく、多様な社会のニーズに対応できる民間セクターが、自らイニシアティブを発揮し、役割を果たしていくことを目指している。このような対立を乗り越え、社会のガバナンスにおける行政と市民社会の役割を両者が共に考えていく必要がある。そのような点を踏まえ、今後、日本における難民受入政策のレベルを向上させるために、以下の 4 つの視点から提言を行う。

- ①難民保護の現場レベルでの官民の情報交換と連携、およびそれを踏まえた双方の政策協議を強化。
- ②難民保護と支援にあたる実務家にとって指針となる一定の基準の設定。（官民の連携による）
- ③②を促進するための市民社会と国会議員との連携。
- ④市民社会の政策立案能力や情報発進力の向上といった間接的な取り組み。

論文審査の結果の要旨

この博士号請求論文は、日本の難民受入政策の現状分析とその改善に向けた政策提言を目的とするものであり、特に市民社会による政策決定への関与のあり方について実証的な研究を行っている点に特徴がある。

本論文は問題の所在を明らかにする序章に続き、日本の難民受入政策の具体的な諸側面が理論と実証の両面から6章にわたって議論され、最後の終章で政策提言が取りまとめられている。各章の主な内容は次の通りである。

まず序章では、一般に難民の受入数の少なさに加え、難民認定申請者の地位や待遇の問題、さらに難民認定を受けた者に対する生活面での支援の不備など日本の難民受入政策の課題を概観する一方、本研究が、先行研究に比較して、難民支援業務における政府との協力や双方向的な政策協議に建設的な関与を広げている市民社会（とくに難民支援関係のNGOと弁護士ら）の活動に焦点をあてた初の本格的な研究であることが明らかにされている。

第1章は、「難民保護に関する人権規範の尊重と市民社会の役割」と題し、難民政策の基盤となる理念や規範の形成・発展プロセスを国際政治理論によって説明し、とくにそのなかで市民社会のネットワークが果たした役割について分析している。

第2章は、「日本の難民受入政策の展開」と題し、日本の難民受入制度および政策の史的変遷を具体的な事例も交えながら概説するなか、海外の難民への人道支援には寛大な傍ら、抑制的で不透明感が残る日本国内での難民行政を「可視化」していく必要性を論じている。

第3章は、「日本の難民受入における市民社会の役割」と題し、政府と対立する関係から対話し、さらに協働する関係へという市民社会の役割の変遷を捉え、あわせて市民社会とメディアおよびUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との連携の動きをまとめている。

第4章では、「瀋陽領事館事件と日本の難民受入政策へのインパクト」と題し、同事件をめぐる政府内外のアクターの動向を詳細に探り、この経験が難民政策の見直しにどの程度、かつ、どのように影響したのかを分析している。

第5章は、「パリナック・ジャパンフォーラム国内難民支援部会（RAJA）の活動」と題し、内閣官房との協議や難民支援に主導的に動いている市民社会ネットワークの成果や課題を論じている。

第6章は、「市民社会と司法」と題し、難民認定申請者に対する司法判断の動向や司法的支援の方法論について詳細に検討している。

終章では、以上の議論をもとに、難民保護・支援に向けた官民協力、難民認定基準の確立、国会議員との連携、市民社会の能力強化と情報発信強化などに関する具体的な提言をとりまとめている。

本論文は、全体として、日本の難民受入政策の改善に向けた官民の建設的な協力関係のあり方に対する有益かつ現実的で知的貢献をしているとして、審査委員会は一致してこれを博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。